

議案第2号

愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の制定について

愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の給与及び旅費に関する条例を新たに制定する必要があるからである。

愛西市条例第2号

愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、教育長の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 教育長の給料は、月額66万7,000円とする。

2 教育長には、前項の給料のほか、通勤手当及び期末手当（以下「諸手当」という。）を支給する。

3 諸手当は、愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の手当の額による。ただし、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とし、期末手当の額の算出に係る期末手当基礎額については、給料月額に、次に掲げる額を加算した額とする。

(1) 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して加算する額 給料の月額に100分の20を乗じて得た額

(2) 管理又は監督の地位にあることにより加算する額 給料の月額に100分の25を乗じて得た額

(給与の支給)

第3条 前条に定めるもののほか、教育長の給料及び諸手当の支給については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(旅費)

第4条 教育長が公務のため旅行するときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、愛西市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第42号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

3 前項に定めるもののほか、旅費の支給については、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定によりなお従前の例により在職するものとされる教育長については、この条例の規定は、適用しない。